

# 議会運営委員会 協議事項 [令和5.9.1(金)午前10時]

## 1 第3回市議会定例会の運営について

### (1) 諸般の報告事項

監報第8・9号 …	2件	随時監査等、例月出納検査結果報告
報第13号 …		専決処分の報告(法第180条関係)
自報第14号	} 6件	{(一財)清掃公社、(公財)花みどり振興財団、 (公財)医療公社、(公財)文化振興財団、 (株)なゆた浜北、(公財)浜松地域イノベーション 推進機構の令和4年度決算
至報第19号		

### (2) 議決事件等について

#### ア 市長提出事件

自第94号議案	} 20件	} 予算 5件 条例 6件 その他 9件
至第113号議案		

自認第1号	} 3件…病院、水道及び下水道の各企業会計の令和4年度決算
至認第3号	

### (3) 討論について

通告書の提出期限 …… 9月12日(火)正午

### (4) 市政に対する質問について(6月23日の議運で内定)

#### ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	6人
市民クラブ	1人	1人
公明党	1人	—
創造浜松	1人	1人
日本共産党浜松市議団	—	1人
	4人	9人

#### イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
9月28日(木)	4人	—
9月29日(金)	—	5人
10月2日(月)	—	4人
	4人	9人

ウ 質問通告期限 …… 9月20日(水) 正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松	
	2 市民クラブ	
	3 公明党	
	4 創造浜松	
2 日 目		1 自由民主党浜松
		2 日本共産党浜松市議団
		3 自由民主党浜松
		4 自由民主党浜松
		5 自由民主党浜松
3 日 目		6 市民クラブ
		7 自由民主党浜松
		8 自由民主党浜松
		9 創造浜松

(5) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

2 追加提案が見込まれる議案等について

3 陳情・意見書の提出について

(1) 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情書  
(浜松民主商工会 会長 疋田 朋広さん 他2名 提出)

(2) 処理汚染水の海洋放出の即時中止等を求める意見書の提出についての陳情  
(和高 美樹さん 他8名 提出)

(3) 防災・減災、国土強靱化の推進に対する意見書 (自由民主党浜松提出)

(4) 教育のICT化に向けた環境整備に係る地方財政措置に対する意見書  
(自由民主党浜松提出)

(5) 真面目に働く自動車販売現場と自動車ユーザーを守る意見書 (市民クラブ提出)

- (6) 保育士配置基準の見直しを求める意見書 (市民クラブ提出)
- (7) サーキュラー・エコノミー (循環型経済) の推進を求める意見書 (公明党提出)
- (8) ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 (公明党提出)
- (9) 中学校部活動の地域移行に関する意見書 (創造浜松提出)
- (10) 学校給食の無償化を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

4 議会改革検討会議の協議結果について

5 決算審査に関する申合せ事項 (案) について

6 浜松市議会タブレット端末等使用基準 (修正案) について

7 令和6年1月の組織改正について (全協で説明)

8 11月定例会の質問等について (議運のみ)

## 日程表（内定・追加）

（ 会期 自 9月 8日（金） の47日間  
至 10月24日（火） ）

令和5年9月定例会

月 日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
9月1日	金	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 第3回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付（一般・特別会計決算以外）
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
2日	（土）					
3日	（日）					
4日	月					
5日	火					
6日	水					
7日	木					
8日	金	本 会 議	午前10時	議 場	1 諸般の報告 2 議案及び企業会計決算上程、説明、休憩（議案・企業会計決算説明会）、企業会計決算意見の発表、質疑、委員会付託 3 その他	
9日	（土）					
10日	（日）					
11日	月	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査（一般・特別会計決算以外）	
12日	火					※討論通告期限（一般・特別会計決算以外）…正午 ○議案配付（一般・特別会計決算）
13日	水					
14日	木					
15日	金	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目の運営について 2 その他	
16日	（土）					
17日	（日）					
18日	（月）					【敬老の日】
19日	火	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 委員長報告、質疑、（討論）、採決 2 一般・特別会計決算上程、説明、質疑 3 決算審査特別委員会の設置について 4 決算審査特別委員会委員・正副委員長選任 5 委員会付託 6 その他	
		決算審査特別委員会 （ 全 体 会 ）	午後1時30分	全員協議会室	1 健全化判断比率及び資金不足比率並びに内部統制評価報告書の報告、一般・特別会計決算の説明、監査意見発表 2 分科会の設置及び運営について 3 その他	
20日	水					※質問通告期限…正午
21日	木					
22日	金					
23日	（土）					【秋分の日】
24日	（日）					
25日	月					
26日	火					
27日	水	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 本会議3日目から5日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
		大都市制度・行財政改革特別委員会	午後1時30分	第1委員会室	各種報告事項等	
		地方創生特別委員会		第2委員会室		
28日	木	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	代表質問	
29日	金	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
30日	（土）					

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
10月1日	(日)					
2日	月	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
3日	火	決 算 第 2 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
4日	水	決 算 第 1 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
5日	木	決 算 第 2 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
6日	金	決 算 第 1 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
7日	(土)					
8日	(日)					
9日	(月)					[スポーツの日]
10日	火	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (第 2 分 科 会 指 摘 事 項 等 検 討 会 議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	非公開 (当局出席不要)
11日	水	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (第 1 分 科 会 指 摘 事 項 等 検 討 会 議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	非公開 (当局出席不要)
12日	木	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (指 摘 事 項 等 決 定 会 議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	非公開 (当局出席不要) ※締めくくり質疑 通告期限…午後3時
13日	金	地 方 創 生 特 別 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	各種報告事項等	
14日	(土)					
15日	(日)					
16日	月					
17日	火					
18日	水	決 算 審 査 特 別 委 員 会 ( 全 体 会 )	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 分科会報告、締めくくり質疑、意見表明、採決 2 指摘事項・附帯意見の調整(当局出席不要) 3 その他	
19日	木					※討論通告期限…正午
20日	金					
21日	(土)					
22日	(日)					
23日	月	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
24日	火	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 決算審査特別委員長報告、質疑、(討論)、採決 2 その他	

## 議 事 日 程 (第 1 2 号)

令和 5 年 9 月 8 日 (金) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第 94 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 第 95 号議案 令和 5 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 第 96 号議案 令和 5 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 第 97 号議案 令和 5 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 第 98 号議案 令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 第 99 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 9 第 100 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 第 101 号議案 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 第 102 号議案 浜松市旅館業法施行条例の一部改正について
- 第 1 2 第 103 号議案 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 第 104 号議案 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 第 105 号議案 浜名湖競艇企業団規約の変更について
- 第 1 5 第 106 号議案 物品購入契約締結について (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 (Ⅱ型 C A F S) 1 台)
- 第 1 6 第 107 号議案 物品購入契約締結について (災害対応特殊消防ポンプ自動車 (C D - I 型 C A F S) 1 台)
- 第 1 7 第 108 号議案 物品購入契約締結について (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (I - B 型 C A F S) 1 台)
- 第 1 8 第 109 号議案 市道路線認定について
- 第 1 9 第 110 号議案 市道路線廃止について
- 第 2 0 第 111 号議案 市道路線変更について
- 第 2 1 第 112 号議案 令和 4 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 2 2 第 113 号議案 令和 4 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 2 3 認 第 1 号 令和 4 年度浜松市病院事業会計決算
- 第 2 4 認 第 2 号 令和 4 年度浜松市水道事業会計決算
- 第 2 5 認 第 3 号 令和 4 年度浜松市下水道事業会計決算

# 議 事 の 順 序 (第 1 日)

令和 5 年 9 月 8 日 (金) 午前 1 0 時開会

- 1 開 会 の 宣 告
- 2 開 議 の 宣 告
- 3 諸 般 の 報 告……

{	監報第 8・9 号	随時監査等、例月出納検査結果報告
	報第 13 号	専決処分の報告 (法第 180 条関係)
	自 報第 14 号	} (一財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、 (公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、 (株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション推進機構の令和 4 年度決算
	至 報第 19 号	
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会 期 の 決 定
- 6 議案及び企業会計決算上程……

{	自 日程第 3 第 94 号議案	} 23 件
	至 日程第 25 認 第 3 号	
- (1) 説 明  
(休 憩) 議案及び企業会計決算説明会開催
- (2) 監査意見の発表
- (3) 質 疑
- (4) 委員会付託
- 7 休 会 の 決 定
- 8 散 会 の 宣 告

# 令和5年第3回浜松市議会定例会議案付託件目表

## 総務委員会

- 第 94 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第4号）  
第1条（歳入歳出予算の補正）中  
第1項  
第2項中  
歳入予算中  
第13款 地方特例交付金  
第14款 地方交付税  
第22款 繰入金  
第23款 繰越金  
第25款 市債中  
第1項 市債中  
第8目 災害復旧債中  
その他公共・公用施設災害復旧債  
第9目 臨時財政対策債  
歳出予算中  
第2款 総務費中  
第1項 総務管理費  
〔第21目 旅券窓口費〕を除く  
第12項 徴税費  
第11款 災害復旧費中  
第1項 災害復旧費中  
第5目 その他公共・公用施設災害復旧費  
第3条（債務負担行為の補正）中  
第1項中  
ザザシティ浜松中央館5階改修事業費  
コンビニエンスストア収納業務委託費  
第4条（地方債の補正）
- 第 99 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 100 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 103 号議案 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について

## 厚生保健委員会

- 第 94 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第4号）
  - 第1条（歳入歳出予算の補正）中
    - 第2項中
      - 歳入予算中
        - 第18款 国庫支出金中
          - 第1項 国庫負担金中
            - 第2目 民生費国庫負担金
            - 第3目 衛生費国庫負担金
          - 第2項 国庫補助金中
            - 第2目 民生費国庫補助金
        - 第19款 県支出金中
          - 第1項 県負担金中
            - 第1目 民生費県負担金
            - 第2目 衛生費県負担金
        - 第24款 諸収入中
          - 第6項 雑入中
            - 第5目 民生費雑入
      - 歳出予算中
        - 第3款 民生費
        - 第4款 衛生費
        - 〔第3項 清掃費〕を除く
- 第 95 号議案 令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 96 号議案 令和5年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 97 号議案 令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 101 号議案 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 102 号議案 浜松市旅館業法施行条例の一部改正について
- 第 112 号議案 令和4年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認 第 1 号 令和4年度浜松市病院事業会計決算

## 環境経済委員会

第 94 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第4号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第3目 衛生費国庫補助金

第6目 商工費国庫補助金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金中

第7目 農林水産業費負担金

第2項 県補助金

第24款 諸収入中

第6項 雑入中

第8目 農林水産業費雑入

第25款 市債中

第1項 市債中

第8目 災害復旧債中

農林水産施設災害復旧債

歳出予算中

第4款 衛生費中

第3項 清掃費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

第1目 林業施設災害復旧費

第2目 農地・農業用施設災害復旧費

第2条（繰越明許費）中

林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

路上死亡動物回収業務委託費

連絡ごみ処理手数料徴収業務委託費

東部衛生工場施設運転管理業務委託費

第 105 号議案 浜名湖競艇企業団規約の変更について

## 建設消防委員会

第 94 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第4号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金中

第6目 災害復旧費国庫負担金

第25款 市債中

第1項 市債中

第5目 土木債

第8目 災害復旧債中

土木施設災害復旧債

歳出予算中

第8款 土木費

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

第3目 土木施設災害復旧費

第2条（繰越明許費）

〔林業施設災害復旧事業（国庫補助事業）〕を除く

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

国道152号（池島・大原区間）環境影響調査業務委託費

市道舞阪弁天渚園幹線渚橋橋りょう修繕工事費

県道舘山寺弁天島線天津橋橋りょう修繕工事費

橋りょう定期点検業務委託費

トンネル定期点検業務委託費

国道152号秋葉トンネル本体復旧工事費

第2項中

国道301号中浜名橋橋りょう耐震補強工事費

第 98 号議案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

第 106 号議案 物品購入契約締結について（災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型CAF S）1台）

第 107 号議案 物品購入契約締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型CAF S）1台）

第 108 号議案 物品購入契約締結について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型CAF S）1台）

第 109 号議案 市道路線認定について

第 110 号議案 市道路線廃止について

第 111 号議案 市道路線変更について

第 113 号議案 令和4年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認 第 2 号 令和4年度浜松市水道事業会計決算

認 第 3 号 令和4年度浜松市下水道事業会計決算

## 市民文教委員会

第 94 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第4号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第24款 諸収入中

第6項 雑入中

第4目 総務費雑入

歳出予算中

第2款 総務費中

第1項 総務管理費中

第21目 旅券窓口費

第10款 教育費

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

四ツ池公園運動施設整備方針に基づく検討調査業務委託費

放課後児童会保護者負担金徴収管理システム運用保守業務委託費

富塚西小学校仮設校舎リース料

いじめ相談等業務委託費

通園・通学バス車両リース料（令和5年度設定分）

給食調理等業務委託費（令和5年度設定分）

第 104 号議案 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

## 追加提案が見込まれるもの

- 1 工事請負契約の締結 1件



令和5年8月29日

浜松市議会議員 戸田 誠 様

陳情者 静岡県浜松市中区葵東2-0-18  
浜松民主商工会 会長 疋田 朋彦

静岡県浜松市浜北区高畑20-  
浜北民主商工会 会長 竹内 雄隆

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣2098  
天竜民主商工会 会長 鈴木 義昭

## 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を 政府に送付することを求める陳情書

### 【陳情趣旨】

現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第211回通常国会で成立しました。

しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、「申請に基づき個人番号カードを発行（交付）する」と定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条（個人の尊重）に反しています。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請・取得・管理・利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。

他人の医療情報が誤ってひも付けされた事例も相次いで明らかにされており、生命にかかわる問題として不安が広がっています。

マイナ保険証を使うことでひも付けられる医療や健康など機微なプライバシーが企業等の儲けに利用されるという問題も指摘されています。

こうした趣旨から、以下のことを陳情します。

### 【陳情項目】

1. 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。

以上

## 健康保険証の廃止をしないように求める意見書（案）

現行の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第 211 回通常国会で成立しました。

しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、「申請に基づき個人番号カードを発行（交付）する」と定めた同法第 16 条の 2 及び第 17 条や憲法第 13 条（個人の尊重）に反しています。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請・取得・管理・利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。

他人の医療情報が誤ってひも付けされた事例も相次いで明らかにされており、生命にかかわる問題として不安が広がっています。

マイナ保険証を使うことでひも付けられる医療や健康など機微なプライバシーが企業等の儲けに利用されるという問題も指摘されています。

よって政府および国会に対し、健康保険証の廃止をやめて現行の保険証を残すように強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 月 日

浜松市議会議長 戸田 誠

(あて先)  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
総務大臣  
法務大臣  
デジタル大臣  
衆議院議長  
参議院議長



2023年8月29日

(あて先) 浜松市議会議長 戸田誠さま

(代表者)

住 所 浜松市西区入野町 16114-5 中 E

氏 名 和 高 美 樹

外 8 名 (政権交代をめざす静岡県民の会、  
浜松の海を守る会、AGIL 動物との共生の会)



## 処理汚染水の海洋放出の即時中止等を求める意見書の提出についての陳情

### 要 旨 (陳情/要望事項を簡潔に)

2023年8月24日13時、ALPS処理汚染水の海洋放出が強行された。政府と東京電力は放出を即時中止すると同時に、放射性物質を環境中に放出することなく、陸上保管などの集中管理を具体的に検討していただきたい。

汚染水がこれ以上たまり続けなければ、海への放出を急ぐ必要はなくなる。ただちに、事故炉のデブリ内への海水や雨水、地下水などの浸入をくいとめる強力な対策を講じていただきたい。

また政府と東電以外の第三者の調査機関の設置とチェックを要望する。以上のことを意見書として国に対して提出していただきたい。

### 理 由 (陳情/要望事項を詳細に)

政府と東京電力は、事故炉のデブリ内への海水などの浸入対策を凍土壁で行ったが、コンクリート壁などにすべきであった。このために汚染水がたまり続け、環境中に放出という今回のような事態になっている。

また溶けた燃料にふれた汚染水を処理したものを流した国は存在しない。今回の日本の海洋放出は未知な危険を抱えている。海水は一様ではなく、放出された放射性物質をモニタリングできるはずもなく、生体濃縮の危険性もひめている。政府は処理方法についてもっと慎重かつ公平であるべきであるのに、当初から放出案に傾いていた。そこで専門的な第三者機関の設置とチェックを要望する。

海産物の消費者として、海に囲まれた国の国民として当然の懸念である。静岡県は日本一の海岸線を持ち、マリンスポーツもさかんである。

## 処理汚染水の海洋放出の即時中止等を求める意見書（案）

2023年8月24日13時、ALPS処理汚染水の海洋放出が強行された。政府と東京電力は放出を即時中止すると同時に、放射性物質を環境中に放出することなく、陸上保管などの集中管理を具体的に検討していただきたい。

汚染水がこれ以上たまり続けなければ、海への放出を急ぐ必要はなくなる。ただちに、事故炉のデブリ内への海水や雨水、地下水などの浸入をくいとめる強力な対策を講じていただきたい。

また政府と東電以外の第三者の調査機関の設置とチェックを要望する。

政府と東京電力は、事故炉のデブリ内への海水などの浸入対策を凍土壁で行ったが、コンクリート壁などにすべきであった。このために汚染水がたまり続け、環境中に放出という今回のような事態になっている。

また溶けた燃料にふれた汚染水を処理したものを流した国は存在しない。今回の日本の海洋放出は未知な危険を抱えている。海水は一樣ではなく、放出された放射性物質をモニタリングできるはずもなく、生体濃縮の危険性もひめている。政府は処理方法についてもっと慎重かつ公平であるべきであるのに、当初から放出案に傾いていた。そこで専門的な第三者機関の設置とチェックを要望する。

海産物の消費者としても、海に囲まれた国の国民としても当然の懸念である。静岡県は日本一の海岸線を持ち、マリンスポーツもさかんである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日  
浜松市議会議員 戸田誠

防災・減災、国土強靱化の推進に対する意見書（案）

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法という。）が公布・施行され、本年度 10 年目の節目を迎える。

この間、「国土強靱化基本計画（平成 26 年策定）」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等に基づき、国土強靱化の取組の着実な推進がなされている。

こうした中、本市においても昨年 9 月の台風第 15 号において近年最大となる約 2000 棟の家屋浸水被害が発生したほか、本年 6 月の台風第 2 号に伴う豪雨災害では土砂崩れや路肩崩壊など 100 か所を超える災害が発生するなど、短期間に甚大な被害を伴う自然災害が集中し、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしている。

本市では道路斜面对策として、航空レーザー測量データを活用し、市内の災害危険箇所を抽出し、早期に対策を実施する取組を行っているほか、「流域治水」の考え方の下に、浸水被害の軽減のため河川改修や貯留施設の整備などのさらなる浸水対策に取り組んでいるところである。

今般、「5 か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、本年 6 月に成立した「基本法の一部を改正する法律」に基づき、必要な検討を行うこととする。」とした国土強靱化基本計画の変更が、本年 7 月 28 日に閣議決定されたことから、国においては、下記事項の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に必要な予算・財源を、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策期間完了後においても、昨今の地震・豪雨などの災害の状況も考慮しつつ、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保して、継続的・安定的に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

教育の I C T 化に向けた環境整備に係る地方財政措置に対する意見書（案）

国が平成 29 年度に「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」を踏まえて策定した「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画」が令和 4 年度末で期限を迎える中、学校の I C T 環境整備を持続的・継続的に進めていくことが重要となっている。新たな I C T 環境整備方針の策定に当たっては、G I G A スクール構想を踏まえた成果や課題についての検証や、多くの論点を踏まえた検討が必要である。

現行の学習指導要領において、情報活用能力が、言語力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において、積極的に I C T を活用することが重要となっている。

令和 5 年 1 月 23 日付の文部科学省の通知では、新たな I C T 環境整備方針の策定について、令和 7 年度に向けて検討を進めるものとし、現行の I C T 環境計画の計画期間を令和 6 年度まで 2 年間延長し、引き続き単年度 1805 億円の地方財政措置を講ずるとしている。

本市では、令和 3 年 12 月末に全小・中学校 1 人 1 台、約 6 万 5000 台のタブレット型端末の整備が完了している。これに伴う整備費用は、I C T 環境整備計画で地方財政措置が講じられない約 4 万 2000 台について、国がリース会社に対し、4 年のリース期間を基本に 1 台当たり 4 万 5000 円を上限として補助し、それを超える経費については、本市がリース契約をしている。本市では、令和 7 年 3 月に地方財政措置分を含む約 4 万 7000 台がリース契約の満期を迎え、令和 8 年 3 月には残りの約 1 万 8000 台が満期を迎える。

よって、国においては、令和 7 年度以降の I C T 環境整備に係る方針やスケジュール等について早期に示すとともに、導入した全てのタブレット型端末に係る更新経費、ランニングコストなど十分な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

真面目に働く自動車販売店と自動車ユーザーを守る意見書（案）

現在、中古車販売最大手の販売店にて、水増しされた事故見積りの発行による不正な保険金請求や店舗周辺街路樹への除草剤散布、また過酷な労働状況やパワハラなどの疑いなど、多くの問題が噴出している。

特に保険金の不正請求は、当該事故の保険契約者の翌年保険料への影響や、事故に全く関係ない自動車ユーザーでも任意保険の車両料率クラスへの影響が懸念され、今回販売店と保険会社の関係性に疑義もあることから、センセーショナルに報道されているところである。

しかしその結果、真面目に働く他の販売店にまで疑いの目がかけられ、道路工事目的で正規に伐採された店舗前の街路樹に対し「除草剤を撒いたのではないか」などの通報や、苦情があると聞く。さらには正規の事故見積りに対して「水増しではないか」との疑いをかけられるケースが増えているとも聞いている。

今回販売店が起こした問題は、法令を大きく逸脱した重大な問題であるが、このままでは慢性的な整備人材難や物流の2024年問題の対応で苦慮している中で、道路運送車両法や、労務関係法令をはじめとするコンプライアンスを遵守し、車検や法令点検などの運輸行政に貢献するべく真面目に働く自動車販売店が、カスタマーハラスメントなどの標的になることが懸念され、自動車販売業界が疲弊していくことを危惧するとともに、自動車ユーザーの保険制度に対する信頼失墜も危惧するところである。

加えて現在、自動車ユーザーが直面するガソリン価格の高騰についても、石油元売り会社への補助金が9月末に打ち切られる予定となっているが、移動を自家用車に頼らねばならない地方の自動車ユーザーの負担が増すことは、地方生活を諦めて都市回帰の流れを生み、地方都市の埋没につながる。また、直接的に自動車販売減や自動車保有減も想定されるが、それは長い目で見て地方税の根幹をなす自動車税・軽自動車税の減収にもつながることとなる。

よって、国においては今回の販売店の問題に関し、関係省庁での徹底した追及を行うとともに、まじめに働く自動車販売店がこれ以上疲弊しないよう、また地方の自動車ユーザーの負担を減らすよう、ガソリン補助金を大幅増額して継続するか、もしくは抜本対策としてトリガー条項の発動を視野とした法改正議論など、あらゆる措置をすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保育士配置基準の見直しを求める意見書（案）

保育施設において子どもの尊い命が失われる事態が発生しており、保育士の人員不足が大きな原因であることは明らかである。子どもたちの命と安全が守られる保育を実現するためにも、保育士の増員が急務となっている。

一方で、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期退職や保育士資格を有しながら保育士の職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

本市では、国の職員配置基準を超えて保育士を配置した場合の予備保育士雇上費、1、2歳児の保育に係る低年齢児保育費、食物アレルギー児童等調理業務費、外国人児童保育費などの市単独の補助制度を実施し、保育環境の向上を図っている。

こうした中、国は保育士の配置基準を長年見直ししておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にあることから、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士配置基準の見直し、自治体への支援を行う必要がある。

よって、国においては、下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 必要な財源を確保し、保育士配置基準の引上げによる保育士の増員を図ること。
- 2 保育環境向上のための支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

サーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直接経済型）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミーへの転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するようライフスタイル全体を変革する大きな流れをつくり出していかなければならない。

具体的には、家電製品や紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を促進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、国においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの実現を目指し、下記の事項について特段の取組を実施するよう強く要望する。

記

- 1 貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
- 2 地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化の進展に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。
- 3 企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液減少症の患者の中には、保険適用 J 007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないとの公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改訂すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中学校部活動の地域移行に関する意見書（案）

スポーツ庁及び文化庁がそれぞれ設置した有識者会議が、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目途として段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

近年、教職員の長時間労働は深刻な問題となっており、日々の実務に加えて放課後における部活動の指導や、土日には大会の引率責任者を担う教職員も多く、負担が過大なものとなっている。こうした現状を是正する対応が早急に求められることから、今回の地域移行は一つの選択肢として理解はできる。

しかし、国はこれまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置づけてきた。それは、生徒の自主的な活動である部活動は、教育基本法が教育の目的として定める人格の形成において重要な取組だからであり、部活動の地域移行に際しては、その当事者である生徒、教職員、保護者等の関係者の意見を十分に聴取する必要がある。

また、地域移行により、過大な保護者負担が生じることがあってはならないが、国からは十分な予算措置や部活動を支援する体制の保障などは示されておらず、経済的な理由による部活動を希望する生徒の機会喪失などが懸念される。

よって、国においては、部活動の地域移行を円滑に進めていくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 部活動の地域移行に関して、退職教員や地域人材等をコーディネーターとして積極的に活用するなどの取組を推進すること。
- 2 教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員の全ての業務を勤務時間内に収める取組を推進すること。あわせて、部活動指導を希望する教職員が、指導を継続できる環境整備を行うこと。
- 3 部活動の地域移行に伴い過大な保護者負担が生じないよう、また、希望する生徒が部活動の機会を喪失することのないよう、国において十分な費用負担や保障、民間活力導入の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学校給食の無償化を求める意見書（案）

日本国憲法第26条第2項では、義務教育の無償が定められており、また教育基本法第5条第4項では、公立の学校における義務教育において授業料を徴収しないことが定められている。

しかし、学校教育において、教科書以外の教材や制服、学用品や学校給食費など、大きな負担が各家庭に強いられているのが現状である。

文部科学省が平成29年度（2017年度）に実施した学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査によると、一部無償化も含めて給食費負担の軽減に踏み出した自治体の数は、全国1740自治体のうち506自治体であり、3割に満たない状況にとどまっている。

こうした下で、こども家庭庁は令和5年3月31日、「こども・子育て政策の強化について（試案）」を公表し、そこでは「学校給食の無償化に向けて給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」としている。

また、令和5年6月16日に、「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、少子化対策・こども政策の抜本強化が打ち出されている。

家庭の経済状況にかかわらず、子供が学び、成長する権利を保障することは、社会全体の責任であり、物価高騰により経済的負担が増大している下で、学校給食の無償化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年8月28日

浜松市議会議会運営委員会  
委員長 鳥井 徳孝 様

浜松市議会議会改革検討会議  
委員長 加茂 俊武

### 協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 決算審査特別委員会の運営方法について

前期からの決算審査特別委員会に関する申し送り事項等について、6月2日から8月28日に開催した5回の会議の結果、以下のとおり決定しました。

##### (1) 分科会について

- ・分科会の在り方については、常任委員会の数や所管などと併せて、継続協議とする。
- ・企業会計決算は、現行のとおり常任委員会で審査する。
- ・非交渉団体の会派割時間数は、1人5分とする。

##### (2) 指摘事項等について

- ・各会派から指摘事項等検討会議へ提出できる指摘事項等の件数は、議会運営委員会で協議することとする。
- ・決算審査特別委員会の両分科会から指摘事項等決定会議へ提出する指摘事項等の件数は各6件以内とし、決算審査特別委員会としての指摘事項等の件数は6件程度とする。
- ・指摘事項等検討会議及び同決定会議の委員数は、現行のとおりとする。

##### (3) 締めくくり質疑について

- ・現行のとおり実施することとする。

#### 2 ペーパーレス化について

本件について、6月28日から8月16日に開催した3回の会議の結果、以下のとおり決定しました。

- (1) 貸与端末の補助的な用途のため、個人所有端末の会議室等（本会議場は除く）への持込みを可能とする。
- (2) 委員会協議会及び議会改革検討会議並びに政務活動研究会の資料データについて、SideBooksへ格納していくこととする。なお、運用方法については、議会事務局で検討することとする。

## 決算審査に関する申合せ事項（案）

令和 5. . . 議会運営委員会 決定

令和 5. . . 全員協議会 了承

### 1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から付託された決算の審査が終了するまでとする。

### 2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長 2 人のうちから 1 人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、決算審査特別委員会の委員の任期とする。

### 3 分科会の設置等について

#### (1) 設置

決算審査特別委員会に 2 つの分科会を設置し、それぞれの名称及び所管事項は次のとおりとする。

- ①第 1 分科会 総務委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち土木部及び上下水道部に関するもの
- ②第 2 分科会 厚生保健委員会及び環境経済委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち都市整備部及び消防に関するもの

#### (2) 委員

第 1 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち総務委員会及び市民文教委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

第 2 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち厚生保健委員会及び環境経済委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

#### (3) 主査

分科会ごとに主査 1 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

#### (4) 副主査

分科会ごとに副主査2人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかったものをもって充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が1人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から1人を副主査とする。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ定める副主査が主査の職務を行う。

### 4 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の設置等について

#### (1) 設置

決算審査特別委員会に指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議を設置する。

#### (2) 委員

指摘事項等検討会議の委員は、各分科会の正・副主査及び各会派代表者とする。なお、正・副主査と会派代表者は兼ねてもよいこととする。

指摘事項等決定会議の委員は、正・副委員長、各分科会の正・副主査、正・副委員長または正・副主査を輩出していない会派については会派代表者とする。

なお、両会議とも非交渉団体のうち代表者1人を委員とする。

### 5 決算審査特別委員会の運営等について

(1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。

(2) 内部統制評価報告書の説明は、決算審査特別委員会の初日に総務部長が行うものとする。

(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。

(4) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。

(5) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。

(6) 分科会報告で述べられた指摘事項については、指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議において、決算審査特別委員会としての指摘事項、附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

### 6 分科会の運営等について

#### (1) 開催日数

各分科会は、2日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を同日に開催することはしないものとする。

(2) 定足数

分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 傍聴の取扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

(4) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要が生じた際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

(5) 会派等の発言時間

分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1分科会1日当たり会派割時間総数（72分）及び議員割時間総数（72分）に基づき算出した時間とする。なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間は含まないものとする。

各会派の1分科会1日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（72分）から非交渉団体に分配する時間数（1人団体×5分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

各会派の1分科会1日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（72分）を当該分科会の委員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の委員数を乗じて算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(6) 発言時間の計測

会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

(7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とし、2巡目の質疑を認めるものとする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

(8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

(9) 審査経緯の取りまとめ

各分科会の審査経緯については、正副主査が主体となって取りまとめるものとする。

(10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）第80条から第86条まで、第97条、第104条から第111条まで及び第113条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」と

あるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申し合わせ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

## 7 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の運営等について

(1) 指摘事項等検討会議の座長は主査が務めるものとし、指摘事項等決定会議の座長は委員長が務めるものとする。

(2) 指摘事項等は、全出席者の4分の3以上の賛成により決定するものとする。

(3) 指摘事項等決定会議へ提出する指摘事項等の件数は、各分科会当たり6件以内とし、決算審査特別委員会としての指摘事項等の件数は6件程度とする。

## 8-7 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員1人とする。ただし、区にあっては区長・副区長・区振興課長補佐（中区及び天竜区を除く）・第1種協働センター所長及び必要に応じてその他の職員1人とする。なお、副市長・監査委員・会計管理者並びに企画調整部長・総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の全体会の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

## 9-8 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、決算に対して、質疑に限らず意見・要望を述べるができるものとする。

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、

締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は項目を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあっては1団体15分以内、非交渉団体にあっては10分（非交渉団体が複数ある場合は合計で10分）以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派（非交渉団体を含む。）から順に行う。なお、所属議員が同数の会派（非交渉団体を含む。）の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。

## 浜松市議会タブレット端末等使用基準（修正案）

令和 5 年 9 月 1 日  
議会運営委員会案

### （趣旨）

**第 1 条** この基準は、浜松市議会（以下「市議会」という。）におけるタブレット端末等の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第 2 条** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸与端末 市議会において貸与されるタブレット端末及び付属品をいう。
- (2) システム クラウド型文書共有システム及びグループウェアをいう。
- (3) 端末等 貸与端末及びシステムをいう。
- (4) 使用者 端末等を使用する者をいう。
- (5) 会議等 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会その他議長が必要であると認める会議をいう。
- (6) 個人所有端末 使用者が個人として所有するパソコン、タブレット端末をいう。

### （管理者）

**第 3 条** 端末等の適正な管理のため、端末等管理者（以下「管理者」という。）を置くこととし、議事課長をもって充てる。

2 管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) アカウントの管理に関すること。
- (2) ユーザー ID の登録及びその権限の管理に関すること。
- (3) 端末等の円滑な運用のために必要な措置に関すること。

### （貸与端末及びシステムの使用者）

**第 4 条** 貸与端末を使用する者は、市議会議員（以下「議員」という。）及び議会事務局職員とする。ただし、議長が許可した者はこれを使用することができる。

2 システムを使用する者は、議員及び浜松市職員とする。ただし、議長が許可した者はこれを使用することができる。

### （議会デジタル化推進員）

**第 5 条** 市議会の各会派に議会デジタル化推進員を置く。

2 議会デジタル化推進員は、会派内における端末等に関する支援並びに運用に関する相談及び要望の連絡調整等を行う。

3 議会デジタル化推進員は、各会派から選任された議員 1 人程度をもって充てる。ただし、所属議員 4 人未満の会派については、それらのうちから代表者 1 人を議会デジタル化推進員として定める。

#### (端末等の使用範囲)

**第6条** 使用者は、会議等において端末等を使用する場合は、当該会議等の目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、浜松市議会基本条例（平成26年市条例第46号）第5条第1項に定める議員の役割又は議会活動を円滑に進めるために必要な範囲で、当該各号に定めるところにより、端末等を使用するものとする。

##### (1) 議会活動における使用

ア クラウド型ファイル管理システムを利用しての情報の閲覧収集

イ インターネットを利用しての情報の閲覧収集

ウ 市政調査研究に資する情報の閲覧収集

##### (2) 情報伝達における使用

ア 議員相互の情報伝達

イ 議員と議会事務局職員との情報伝達

ウ 議員と浜松市職員との情報伝達

エ 災害時等の緊急情報伝達

##### (3) その他議長が必要と認める場合における使用

#### (端末等の取扱い)

**第7条** 使用者は、端末等をこの基準、関係法令及び市が定める情報セキュリティに関する基準等に従い適切に使用し、管理するものとする。

2 使用者は、端末等を庁舎の内外を問わず使用することができる。ただし、国内利用に限る。

3 使用者は、貸与端末を第三者に貸与又は譲渡してはならない。

4 使用者は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長へ返却しなければならない。

5 使用者は、貸与端末の分解又は搭載されているアプリケーションの改造を行ってはならない。

6 使用者は、貸与端末に障害を及ぼすおそれのある機器等を接続してはならない。

7 使用者は、貸与端末を紛失・破損したとき、又はコンピューターウイルス感染が発生したときは、直ちに管理者へ報告するとともに、議長にタブレット端末（紛失・破損）届（第1号様式）を速やかに提出しなければならない。

8 使用者は、個人情報の漏えいを引き起こす等の事故があったときは、直ちに管理者及び議長へ報告し、必要な措置を講ずるものとする。

9 管理者は、前2項の規定による報告を受けた場合は、必要に応じて貸与端末を遠隔操作でロックする等の措置を行うものとする。

10 使用者は、貸与端末の保守契約の対応範囲外の費用負担が発生した場合は、当該費用を負担するものとする。

#### (遵守事項)

**第8条** 情報の収集及び受発信は、使用者の責任において行うものとする。なお、収集の対象は、会議等に関連する情報及び市政調査研究に資する情報とする。

2 使用者は、市のセキュリティ対策及びシステムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

- 3 使用者は、貸与端末をパスワードなどによりロックし、他者に使用されないようにするものとする。また、端末等を使用するためのユーザーID及びパスワードを適切に管理するものとする。

#### (各種通知等)

**第9条** 各種通知、届出等を行う場合には、貸与端末により行うことができる。ただし、書面によることが必要な場合には、この限りではない。

#### (アプリケーション等の追加)

**第10条** 全議員を対象として利用を了承するアプリケーション等については、あらかじめ議会運営委員会で追加の可否を協議の上、議長が決定する。

- 2 個別の使用者が新たなアプリケーション等を貸与端末に追加する場合は、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長の許可を得るものとする。
- 3 前2項の規定によりアプリケーション等を追加しようとする議員又は会派は、タブレット端末アプリケーション等インストール申請書(第2号様式)により、議長にアプリケーション等の追加の申請をしなければならない。
- 4 議長は、前項の規定による申請があったときは、管理者へ指示し、追加するアプリケーションのインストールに係る作業を行わせるものとする。
- 5 前項における、アプリケーション等の追加に別途費用を要する場合は、当該使用者が負担し、アプリケーション等を適正に管理し使用するものとする。
- 6 議長は、貸与端末にインストールされたアプリケーション等について、情報セキュリティの確保その他端末等の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、管理者へ指示し、当該アプリケーション等を削除させるものとする。この場合において、使用者が負担した費用は、これを補償しない。

#### (個人所有端末の利用登録)

**第11条** 使用者は、クラウド型文書共有システム及びグループウェアにおいて、個人所有端末を利用する場合は、議長に個人所有端末利用登録申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による申請があった場合は、対象となる個人所有端末の情報セキュリティ対策状況その他必要な事項の確認を管理者へ指示し、登録の可否を決定するものとする。
- 3 前2項の規定は、利用する個人所有端末を変更する場合について、準用する。

#### (個人所有端末の会議等での使用)

**第12条** 貸与端末の補助的な用途のため、会議等(本会議を除く)で個人所有端末を使用することができる。

ただし、個人所有端末単体での会議等における使用は認めない。

#### (セキュリティ対策)

**第13条** セキュリティ対策を施す必要がある場合、使用者は管理者の求めに応じ、速やかに貸与端末を管理者へ提出するものとする。

#### (ソーシャルネットワーキングサービス利用の制限)

**第14条** 使用者は、端末等でグループウェアを除くソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の双方向によるコミュニケーションを可能とするアプリケーションを利用した情報の発信を行ってはならない。

(端末等及び個人所有端末の使用に関する禁止事項)

**第15条** 端末等及び個人所有端末の使用に当たり、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 端末等の使用において知り得た一般に公開されていない情報を開示すること。
- (2) 会議等において、グループウェアを含む他者との双方向によるコミュニケーションを可能とするアプリケーションを使用すること。
- (3) 会議等において、音声や過大な操作音を発するなど、運営上支障となる行為をすること。
- (4) 会議等において、撮影、録音又は録画する行為をすること。
- (5) 会議場内の秩序を乱し、又は会議を妨害する目的で使用するすること。
- (6) 会議等に関係のない用途で使用するすること。
- (7) 市議会の品位を損ない、又は議会運営に支障を生じさせるおそれがあること。

(違反に対する措置)

**第16条** 議長又は会議等の長は、使用者がこの基準に違反したと認めるときは、当該使用者に対し注意し、なお従わない場合は、議長又は会議等の長は端末等及び個人所有端末の使用を停止させることができる。

(その他)

**第17条** 端末等の使用等に問題が生じた場合は、議会運営委員会において協議の上、議長が必要な措置を講じるものとする。

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年2月7日から施行する。



（あて先）浜松市議会議長 宛

タブレット端末アプリケーション等インストール申請書

会 派 \_\_\_\_\_

議員氏名

※複数名の場合は以下の空欄に記入すること

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

浜松市議会タブレット端末等使用基準第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

アプリケーション の名称	
アプリケーション の使用目的	
費用の有無	有 料（月額/年額 円） ・ 無 料
アプリケーション の内容	内容が分かる資料があれば添付すること

（あて先）浜松市議会議長 宛

個人所有端末利用登録申請書

氏名\_\_\_\_\_

浜松市議会タブレット端末等使用基準第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。なお、利用に際しては浜松市議会タブレット端末等使用基準の規定を遵守します。

端末種別	スマートフォン	タブレット	パソコン
利用希望の有無			
OSの種別・バージョン			
<b>利用希望のシステム等</b>			
クラウド型文書共有システム			
グループウェア			
<b>セキュリティ対策の状況</b>			
端末のロック解除にパスワード、生体認証（指紋認証、顔認証など）のいずれか又は両方を設定している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
セキュリティ対策ソフトを導入している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
使用者の専用端末である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

（備考）

利用を希望する端末種別及びシステムの欄に○をつけてください

2 「OSの種別・バージョン」の記載例

- (1) OS種別：iOS、android、Windowsなど
- (2) OSバージョン：6、8、9、13、13.4.1など